**「合法木材供給事業者認定申請書」は見本を参照に作成下さい。**

**以下２枚目より**

**～～～　見本　～～～**

**『 注　意　事　項！』**

1. **赤字部分に記入漏れのないようにしてください。**
2. **別紙は　別紙１～別紙４から、自社企業にあうものを、その中から選んで頂いて１枚だけ作成下さい。**
3. **【別記３】証明書の様式及び【別記４】取扱実績報告　は申請時には提出の必要がありません**

係る費用

初年度　２２，０００円

内　訳　　　認定料　　　　　１０，０００円

　　　　　　　　維持費として　　１２，０００円

次年度以降は　　維持費として　　１２，０００円

【別記１】（申請書の様式）←　申請時には削除

**合法木材供給事業者認定**

**申　　請　　書**

令和〇〇年○月○日

一般社団法人　広島県木材組合連合会　殿

　　　　　　　　　　　　　　申　請　者

　　　　　　　　　　　　　　　事業者の所在地：〒734-0014

広島市南区宇品西4-1-45

 事業者の名称：広島県木連　株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名：代表取締役 広島　太郎　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　TEL：082-123-4567　FAX：082-123-4568

　　　　　　　　　　　　　　　メールアドレス：abc@defg.hij.ne.jp

貴団体の認定を得て、木材・木製品の合法性・持続可能性の証明を行いたいので、「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　創業年、従業員数　： 昭和５３年　　１０名

２　取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量　　　：(別添のとおり)

３　事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況 ：(別添のとおり)

４　分別管理及び書類管理の方針　　　　　　　　　　　　：(別紙のとおり)

５　業種に○印をつけてください。

　　(↓部分に○印)

業種分類：1．素材生産 2．原木流通 3．製材 ４．木材加工（チップ、集成材、合板、その他木質ボード）

5．木材流通（製材品・木材加工品の流通）６．木材製品（文具、家具等）、７．紙、紙製品　８．その他

９．木材全般（１～５の業種）

６　そ　の　他　：（適宜作成）

(認定資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入して下さい)

**別　　添**

**２．取り扱う木材・木製品の主要品目：**

　構造材、丸太　杉、桧

**年間取扱量： ３００ ㎥**

　　**３．事業所の敷地、建物の施設(土場、倉庫)の配置状況**

**( 敷地面積　㎡数を必ず入れて下さい )**

*N*

21ｍ

20ｍ

道路

道路

事務所

5ｍ

建材倉庫

15ｍ

12ｍ

木材置場

木材置場

**別　紙　１　申請時には数字を削除してください**

分別管理及び書類管理方針書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(製材会社の場合は別紙１で作成)

広島県木連株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　令和〇〇年○月○日作成

　本方針書は(一社)広島県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年9月12日)」を受け、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適応範囲)

　本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者)

* 分別管理を適切に行うため、() を分別管理責任者として定める。
* 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、

　 責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

・原木の入荷に当っては、納品書等により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

・原木の保管に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。

・製材加工に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。

・製材品の出荷に当っては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

・製材品の保管に当っては、証明材を原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

・分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木消費量および製品生産量を実績報告として取り纏める。

・証明材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

**別　紙　2　申請時には数字を削除してください**

分別管理及び書類管理方針書

　　　　　　　 　(木材流通、問屋の場合は別紙２で作成)

広島県木連　株式会社

令和〇〇年○月○日作成

　本方針書は(一社)広島県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年9月12日)」を受け、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

 (適応範囲)

　本方針書は、当社において、当該原木を原料として製造された製材品の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者)

* 分別管理を適切に行うため、()を分別管理責任者として定める。
* 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、

　 責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

・製材品の入荷に当っては、納品書等により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

・製材品の保管に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

・製材品の出荷に当っては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

(書類管理)

・分別管理責任者は証明材及びそれ以外の木材に係る製材品の入出荷量を実績報告として取り纏める。

・証明材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

**別　紙　3　申請時には数字を削除してください**

分別管理及び書類管理方針書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(林業の場合は別紙３で作成)

広島県木連　株式会社

令和〇〇年○月○日作成

本方針書は(一社)広島県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年9月12日)」を受け、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適応範囲)

本方針書は、当社において、原木及び当該原木の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者)

* 分別管理を適切に行うため、()を分別管理責任者として定める。
* 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、

　 責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

・原木の入手に当っては、伐採届けなどにより証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

・原木の保管に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。

・原木の出荷に当っては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

素材生産業の場合 丸太の分別管理場所を自社で所有していない場合は次の項を加えてもよい

・合法木材と他の木材が混在のおそれがある場合には、保管場所は特定できないが伐採林地内等に土場を確保し、合法木材とその他の木材が混在しないよう分別管理をする。

(書類管理)

* 分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木生産量を実績報告

 として取り纏める。

* 証明材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切

 に記載する。

* 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

**別　紙　4　申請時には数字を削除してください**

分別管理及び書類管理方針書

(市場の場合は別紙４で作成)

広島県木市場　株式会社

令和〇〇年○月○日作成

本方針書は(一社)広島県木材組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年9月12日)」を受け、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

 (適応範囲)

　本方針書は、当市場において、原木及び当該原木を原料として製造された製材品の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者)

* 分別管理を適切に行うため、()を分別管理責任者として定める。
* 分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、

　責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

・原木の入荷に当っては、納品書等により証明材であるか、それ以外の木材であるかを確認する。

・原木及び製材品の保管に当っては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。

・原木及び製材品の出荷に当っては、証明材であることを確認の上、納品書に記載する。

(書類管理)

・分別管理責任者は、証明材及びそれ以外の木材に係る原木および製材品の入出荷量を実績報告として取り纏める。

・証明材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切 に記載する。

・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

【別記３】　証明書の様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

**○木材・木製品の合法性・持続可能性証明書**

　殿

（　販　売　先　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の所在地：〒

 事業者の名称：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　 認定番号：

　下記の物件は、

持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原材料としており、適切に分別管理されていることを証明します。

記

１　樹　　　 種 ：

２　品　目　(注③)　：

３ 数　量　(注④)　：

(注)

①　本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報(団体認定番号、合法木材である等)を追加記載することで証明書とすることも可能です。

②　上記は合法性、持続可能性を証明する場合の例であり、合法性のみを証明する場合は持続可能性に係る記述を省略してください。

1. 丸太、製材、合板、集成材等を記述して下さい。

④　商取引上の単位　(㎥　、本、㎏、枚など)　にて記述して下さい。

【別記４】　取扱実績報告

令和　　年　　月　　日

一般社団法人　広島県木材組合連合会　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の所在地：

 事業者の名称：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名：

団体認定番号：

**○合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告**

　「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八」により、下記のとおり取扱実績を報告します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １．期　　間 | 平成　年　月　日～平成　年　月　日 | 備　　考 |
| ２．木材の取扱量(総数) | 原木（原料）入荷量　　　　　㎥製品入荷量　　　　　　　　　㎥製材品出荷量　　　　　　　　㎥　チップ出荷量　　　　　　　　㎥ |  |
| ３．上記2のうち合法木材であると証明されたもの | 原木（原料）入荷量　　　　　㎥製品入荷量　　　　　　　　　㎥製材品出荷量　　　　　　　　㎥　チップ出荷量　　　　　　　　㎥ |  |
| ４．上記2のうち間伐材（チップ）であると証明されたもの | 原木（原料）入荷量　　　　　㎥チップ出荷量　　　 　　　　㎥ |  |
| ５．上記2のうち間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの | 原木（原料）入荷量　　　　　㎥チップ出荷量　　　 　　　　㎥ |  |
| ６．上記2のうち一般木質バイオマスであると証明されたもの | 原木（原料）入荷量　　　　　㎥チップ出荷量　　　 　　　　㎥ |  |

備　考： (注)

　①　上記○合法性・持続可能性が証明された木材・木製品の実績を報告する場合の例であり、

合法性のみの場合は持続可能性に係る記述を省略して下さい。

②　原木 (原料) 入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。